

来年1月から 高額医療費の自己負担限度額が変更に

国民健康保険に加入している70歳未満の方の高額医療費の自己負担限度額が、平成27年1月から下表のとおり変更になります。今回の見直しでは、今までよりも所得要件が細分化され、より所得に応じた負担軽減が行われるようになります。なお、70歳以上の方の自

己負担限度額に変更はありません。

現在、限度額認定証の交付を受けている方には、12月末までに新しい認定証を郵送します。

◆問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係 ☎82-3111内線132) へどうぞ。

区分	所得要件	自己負担限度額【多数該当※3】
ア	基礎控除後の所得901万円超※1	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円】
イ	基礎控除後の所得600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円】
ウ	基礎控除後の所得210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
エ	基礎控除後の所得210万円以下	57,600円 【44,000円】
オ	住民税非課税世帯※2	35,400円 【24,600円】

※1 基礎控除後の所得とは、総所得金額から基礎控除（33万円）を引いた所得です。

※2 住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯です。

※3 多数該当とは、過去12ヵ月に、同一世帯で高額医療費の支給が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額です。

固定資産税に関する届け出はお済みですか

家屋を解体したときや固定資産税の震災特例を受けるときには届け出が必要です。忘れずに届け出をお願いします。

■家屋を解体・名義変更した場合

家屋を解体したときや未登記家屋の売買や相続などで名義を変更した場合には、町税務課までご連絡ください。連絡がない場合は、確認ができないこともありますので、皆様のご協力をお願いします。なお、登記による異動がある場合、届け出は不要です。

■被災した資産に代わる資産を取得した場合

震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は下表のとおりです。被災代替住宅用地の特例については、住宅用地取得後すぐに住宅を建築しない場合に申告が必要です。被災代替償却資産の特例申告は、毎年1月に受け付ける固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◆申告先・問い合わせ 町税務課資産税係 ☎82-3111内線113、114、118) へどうぞ。

◆固定資産税の特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対 象	①被災住宅用地の所有者 ②①の者から相続のあったときは、その相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に所有者と同居を予定する人 ④①が法人の場合の合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する者の三親等内の親族 ④①、②が法人の場合の合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の者から被災償却資産を取得した相続人 ③①が法人の場合の合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	震災により損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	震災により損壊した償却資産を改良したり、滅失した償却資産の代替償却資産を取得したりした場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	平成33年3月31日		平成28年3月31日
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間